

で、当サンプルテストで未提出となった原因が紛失によるものなのか確認することすら困難となっている。現在は滞納者個人別にファイリングされて、要保存書類が横断的にまとめられているため、比較的近年のサンプルについての資料の未提出は無かった。

また保管方法とは別に、保存期限の経過により処分を行ったと推測される書類もあった。

(2)書類記載事項の不備

①同一者による記載と疑われる事例（連帯保証人署名）

貸付金の申請書および返還開始時の返還計画書などで連帯保証人の自署および押印を求めている。筆跡鑑定を行ったわけではないため断言できないが、幾つかのサンプルで同一者による記載ではないかと思われる事例があった。また同一者筆跡と疑われる事例ではないが、過去にはサンプル C 氏の連帯保証人から自身が連帯保証人になった覚えがないと連絡があった事例がある。

②債務承認兼履行誓約書の押印漏れ

G 氏サンプルにおいて滞納状態になってから 1 年が経過してようやく債務承認兼履行誓約書を入手したが、本人の押印が漏れたまま受理されていた。押印漏れは当該書類の有効性に疑念が生じる事項であり、貸与者が債務承認の無効を訴える口実になる可能性がある。

4.4 監査の結果

4.4.1 指摘事項

(1) リスク要件の厳格化について

【表 4.3.1 の 1】未収金の推移（再掲）

		(単位：千円)				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
現年度分	調定額	93,996	81,438	80,099	72,258	76,678
	収入済額	89,686	72,780	72,782	67,274	73,597
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	4,310	8,658	7,317	4,984	3,082
	償還率	95.4%	89.4%	90.9%	93.1%	96.0%
過年度分	調定額	29,661	24,509	25,062	21,465	15,397
	収入済額	5,954	2,854	3,749	3,585	2,502
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	23,708	21,654	21,313	17,880	12,896
	償還率	20.1%	11.6%	15.0%	16.7%	16.2%
計	調定額	123,658	105,946	105,161	93,723	92,076
	収入済額	95,639	75,634	76,530	70,859	76,098
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	未収入額	28,018	30,313	28,630	22,864	15,977
	償還率	77.3%	71.4%	72.8%	75.6%	82.6%

【表 4.3.1 の 1】では未収金額および償還率が明示されているが、未収金額の減少や償還率の上昇を見て、未収金の回収が進んでいると考えるのは早計である。償還率の分母を構成する調定額からリスク債権が除外されて、現年度調定分と将来の調定額とに振り替わることになるため、調定減額前よりも未収金残高が減少し償還率が良くなることは明らかである。

すなわち調定減額とは一度滞納が生じた過年度債権を正常な貸付先と同等に現年度債権として洗い替えることに他ならない。

調定減額に関しては京都府未収金管理全体に及ぶ事項であり、本報告書においては『第 3 監査の結果及び意見 1 全体的事項』で触れられているため、ここでは詳細な記載を割愛する。

確かに、やむを得ない理由がある場合などにおいて、貸与者の収入状況に

応じて返済条件の変更を行うことは、制度趣旨から鑑みて好ましい対応であると考える。しかし、リスクは過年度調定額のリセットとともに、外部公表の貸借対照表科目間（長期滞留債権から貸付金へ）で洗替も行われる。また、一度も納入をしていない貸与者であっても、1年ごとにリスクを繰り返せば調定減額により未収金は顕在化することになる。

このためリスクに当たっては、慎重な対応を求められる。特に貸与者の資産状況、収入状況や資質を見誤れば計画履行が困難になるため、これらの状況を丁寧に把握する必要がある（実際には突発的な理由がないにもかかわらず、再調定早々に未納となっている案件もあり、それらは不十分な計画策定による安易なリスクが原因と言わざるを得ない）。

（2）要保存書類の不備（滞納債権に係る書類保存年限の考え方）

サンプルテストの結果、要保存書類の一部で保存不備が検出された。

保存不備の要因は書類の保管方法の問題と保存期限の経過による処分にある。保管方法については既に担当課で対応済みで、滞納者個人別にファーリングされている。

全ての書類について保存年限が定められているが、一度でも滞納事実が発生した債権については保存年限によらず完済までは処分せずに保存すべきである。

（3）必要書類不備による弁護士対応困難な債権

看護師等修学資金事業でも悪質かつ多額の債権に対しては弁護士督促（代理請求）を行うことを始めているが、サンプルD氏に関しては弁護士対応を依頼しようにも基礎的な資料を用意できないため困難な状況にある。

具体的には貸与に係る申請書（契約書）、返還開始時の看護師等修学資金返還計画書が見当たらず貸与者の母親が代理で署名記載した債務承認兼履行誓約書しかない。また貸与者の母親が連帯保証人に名を連ねているのかどうかについても、申請書が見当たらないため証明する手立てがない。法的関

係を立証する書類の重要性を再認識する必要がある。

(4)債務承認兼履行誓約書の押印漏れ

サンプルテストにおいて債務承認兼履行誓約書の本人押印が漏れたまま受理されている事例が検出された。押印漏れは当該書類の有効性に疑念が生じる事項であり、貸与者が債務承認の無効を訴える口実になる可能性がある。

書類の入手時点で担当者が気付くべきであり、担当者は緊張感をもって書類の確認をすべきである。府としては担当者への指導を徹底すべきである。

(5)延滞金等の徴収

修学資金の滞納が生じた場合には年率 14.5% の遅延利息が加算される。これは募集要項、修学資金のてびき、貸与申請書、弁護士による督促状など至るところに記載されているが、これまでに遅延利息の請求を行った事例はない。延滞金徴収条例第 5 条を適用して減免措置を講じているからである。

第 5 条 知事は、延滞金等を徴収する場合において、災害その他やむを得ないものとして規則で定める場合に該当するときは、延滞金等を減免することができる。

確かに滞納者の中には生活が困窮状態にあり、結果として滞納するケースは多く見られる。このような滞納者にはとても延滞金等を課せる状態ではないため、貸付金の返済を指導するのが現実的であり、延滞金等は減免措置が図られてしかるべきだろう。

しかし滞納者の中には本当は困窮状態になく悪質ではないかというケースが存在する。そもそも一般的な他の職種に比べて所得が低いとは考えにくい看護職に就いていて、悪質とも言えるような滞納の場合にまで延滞金等を課していないという現状はいかがなものかと考える。実質的に延滞金等を課さないことで、結果的に安易なリスクの策定に繋がっている可能性も否定で

きない。

他方でこのような現状は 14.5%という非常に高い年利率が遅延利息の請求を躊躇する要因でもあると考える。そこで全体的事項で指摘したとおり遅延利息を民法規定の水準程度に変更した上で、悪質な滞納者には毅然とした態度で接していくべきであると考える。

4.4.2 意見

(1)書類保管方法の更なる改善

滞留債権については網羅的に書類を保存しておく必要があり、個人別ファイルに収納すべき書類のチェックリストをファイルの鑑として利用することが有効である。

(2)収納方法の拡充

看護師等修学資金の貸与者の殆どが看護職に従事することになるが、看護職とりわけ看護師の労働環境は不規則である。「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン（公益財団法人 日本看護協会）」によれば、夜勤回数の多さ、拘束時間の問題、2交代制勤務など未だ改善されない看護師の労働実態に課題を提言している。

看護職が不規則な勤務をせざるを得ないという実態から、収納代理金融機関の窓口からの振込が困難な貸与者もいる。また、コンビニ収納や口座引落の導入に対する貸与者からの要望もある。

京都府では公債権や他の私債権で、収納機会を拡大して未収金の滞納が改善された事例もあり、看護師等修学資金においても貸与者の就労環境や生活リズムに合わせた対応が求められる。

(3)連帯保証人署名の慎重な確認

貸与者と連帯保証人の署名が同一者による筆跡ではないかと疑われる事例がある。仮に連帯保証人自らが保証契約を締結したものでなければ、連帯

保証契約は成立していないことになる。

このような問題に鑑みて、担当課では平成 22 年度から貸与決定時に、また平成 26 年度から返還決定時にも連帯保証人に対して通知を出して対応を図っているということであるが、明らかに同一人物による署名だと疑われる場合には申請者本人や連帯保証人に確認を取るなどの対応も必要である。

(4)返還計画の不合理な変更および再延長の繰り返し

本件未収では弁護士が調停した案件では 15 年程度の超長期返済計画で合意を締結した計画もあった。一方で通常返済月額の数十倍の金額が最終月に繰り延べられている返済計画がある。

京都府の指針では分割返済期間は 5 年を最長とし、仮に 5 年での支払いが困難な場合には、支払可能額を分割払いとして最終年の残額は履行延期の特約の再延長（リスケ）で対応することとしている。しかし、計画の再延長を前提としたリスケは暫定的でしかなく根本的な解決とはなっていない。

長期返済を要する貸与者は十分な資力・収入力が無いのは明らかであり、延滞金等も徴収しない可能性が高い。そのような遅延利息を求めない債権ならば、5 年の返済期間に囚われることなく、再延長を前提とせずに合理的な返済計画を策定することを検討されたい。

また、計画の再延長を前提とした暫定リスケ案件は、完全な調定減額とせず、過年度調定額の一部回収と位置付けられることが望まれる。そして、安易なリスケを防止するために例えば、リスケ時には専門家の関与の下で計画を策定する、リスケ回数を制限する、2 回目のリスケからは利息を課すなど、リスケ要件のルールを設定することも一案である。

(5)行方不明者債権

本件未収では行方不明者債権が相当数存在し、既に時効完成年限が経過している債権もある。このような行方不明者債権はその後に弁護士督促などの対応が困難になり、いずれ回収不能となることは明らかであるため一定の期

間をもって債権の放棄を行うべきであり（債権管理条例第5条の適用）、不納欠損処分の適時適切な運用が望まれる。

(6)養成施設と退学者等の繋がり強化

貸付金の返還が必要となる事由は幾つかあるが、退学や試験不合格により看護職の免許を取得することができなかった場合（以下、「資格事由」）と免除対象施設に就業しない、または就業期間が5年未満となる場合（以下、「就業施設事由」）とに大別される。

就業施設事由により返還対象となった貸付金が滞留している場合には、学校を通じて連絡がついている事例が散見された。それに対して資格事由による場合は、就業先の特定が困難な場合が多く、転居や電話番号の変更・解約により一度所在不明となってしまうと、その後の連絡先を調査する手段が限られることから、連絡が取れず放置されるケースが見られた。

行方不明となれば不納欠損処分に移行せざるを得ないが、そこに至るまでの防止策が重要と思われる。養成施設を卒業後すぐに試験合格した生徒は、養成施設や同期の生徒たちと何らかの繋がりを有していることが多く、その繋がりが返済意識の維持向上に役立っているように思う。

退学者等と養成施設の繋がりに京都府が直接関与することはできないが、養成施設に退学者等への連絡を定期的に持つよう必要とするなど、養成施設と退学者等との繋がりを強化することで、返還義務者の返済意識を維持し未収の防止減少を図ることが望まれる。

5 中小企業経営基盤強化資金貸付

5.1 小規模企業者等設備導入資金

5.1.1 制度の概要

(1)創設経緯

①制度開始

昭和 29 年に国が都道府県に実質的な無利子貸付を行い、都道府県を通じて中小企業へ貸付を行う事業が制度化された。その 2 年後の昭和 31 年に「中小企業振興資金助成法」が制定され、各都道府県が特別会計を設置して国からの補助を受けて中小企業に貸し付ける現行制度の運用が開始された。

②「中小企業近代化促進法」の制定

昭和 38 年に設備の近代化や事業共同化の整備等により中小企業構造の高度化を図ることを基本理念とした「中小企業基本法」並びに「中小企業近代化促進法」が制定された。中小企業近代化促進法は、中小企業金融公庫、国民金融公庫の低利融資と設備の特別償却等の組合せにより中小企業の設備投資を促進し近代化を図ることを目的としたものであった。これらの法律の制定に併せて本制度も同年に改正され「中小企業近代化資金助成法」に名称を変更し、対象業種を「中小企業近代化促進法」の指定業種と連動させ、その業種ごとに対象施設を指定することとなった。

③その後の制度変更

昭和 41 年に小規模企業者向けの設備貸与制度(割賦販売)が創設され、名称も「中小企業近代化資金等助成法」に改められた。昭和 60 年度からはハイテク機器の貸与も開始され、昭和 61 年に中小企業のリースによる設備導入が急増したことに伴い新たにハイテク・情報機器等リース制度を創設、同年度にコンピュータのプログラムも助成対象に追加された。

④小規模企業者等設備導入資金助成法への制度改正(平成 11 年度)

改正の概要

i 資金の貸付対象者の変更

「中小企業」を「小規模企業者及びこれに準ずる者(小規模企業者等)及び創業者」に変更

ii 支援対象とする設備の範囲の変更

「個別業種ごとに指定する近代化設備」を「経営基盤の強化のための設備及び創業のために必要な設備」に変更

iii 資金貸付事業の貸付方法等の変更

(ア) 事業者への貸付

「都道府県の直貸」を「貸付機関経由に統一」に変更

(イ) 国からの助成方法

「補助金(実質的な無利子貸付)による助成」を「貸付金による助成」に変更

⑤設備資金貸付の休止（平成 15 年度）

設備資金貸付は、以下の理由から新規の貸付を休止することとし、中小企業者の支援策として制度融資等の施策を充実することで対応している。

i 貸付限度額が必要資金の 1/2 であるため、資金繰りに余裕のある企業しか利用できない。

ii 制度利用実績が殆どなく、休止しても支障がない。

iii 無利子貸付のため収益性がなく、貸付機関では債権管理等の業務負担だけとなっている。

⑥小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止

「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案(小規模企業活性化法案)」(平成 25 年 6 月 21 日公布、平成 25 年 9 月 20 日施行)により、小規模企業者等設備導入資金助成法は廃止となる。(施行：平成 27 年 3 月 31 日)

(2)設備資金貸付（平成15年度から休止）

①事業実施主体

貸与機関(公益財団法人京都産業21(以下、「京都産業21」)) ※平成11年度までは京都府が直接実施

②貸付対象者

創業又は経営基盤強化のために設備を導入する小規模企業者(20人以下)等

③貸付金

- i 京都府から貸与機関に全額無利子で貸付(国庫1/2)
- ii 貸与機関から事業者に事業費の1/2以下(限度額は4千万円又は6千万円)を無利子で貸付

④償還期間

- i 貸与機関から京都府には8年以内(公害防止施設は13年以内)
- ii 事業者から貸与機関には7年以内(公害防止施設は12年以内)

⑤担保・保証人

担保又は保証人を徵求

(3)設備貸与

①事業実施主体

貸与機関 ※昭和42年から京都産業21で実施

②貸付対象者

創業又は経営基盤強化のために設備を導入する小規模企業者(20人以下)等

③貸付金・貸与

- i 京都府から貸与機関に貸与事業費の1/2相当を無利子で貸付(国庫1/2)
- ii 貸与機関は設備(限度額は8千万円)を購入し、事業者に貸与(割賦販売、リース)

④償還期間

i 貸与機関から京都府には 8 年以内(公害防止施設は 13 年以内)

ii 事業者から貸与機関には 7 年以内(公害防止施設は 12 年以内)

⑤担保・保証人

担保又は保証人を徵求

(4)国への返還義務について

小規模企業者等設備導入資金に係る貸付金の国への償還義務の免除は、災害等による対象設備滅失、履行延期の特約後 10 年間無資力状態の場合及び都道府県議会の議決による債権放棄の場合のみが認められている。

全ての債務者等が無資力又はこれに近い状態にあり都道府県が回収の見込がないと判断して、地方自治法第 96 条第 10 号に基づき特別の定めを設けた都道府県の条例により債権放棄した場合や、不納欠損処分を行った場合については、国への償還義務の免除は認められていない。

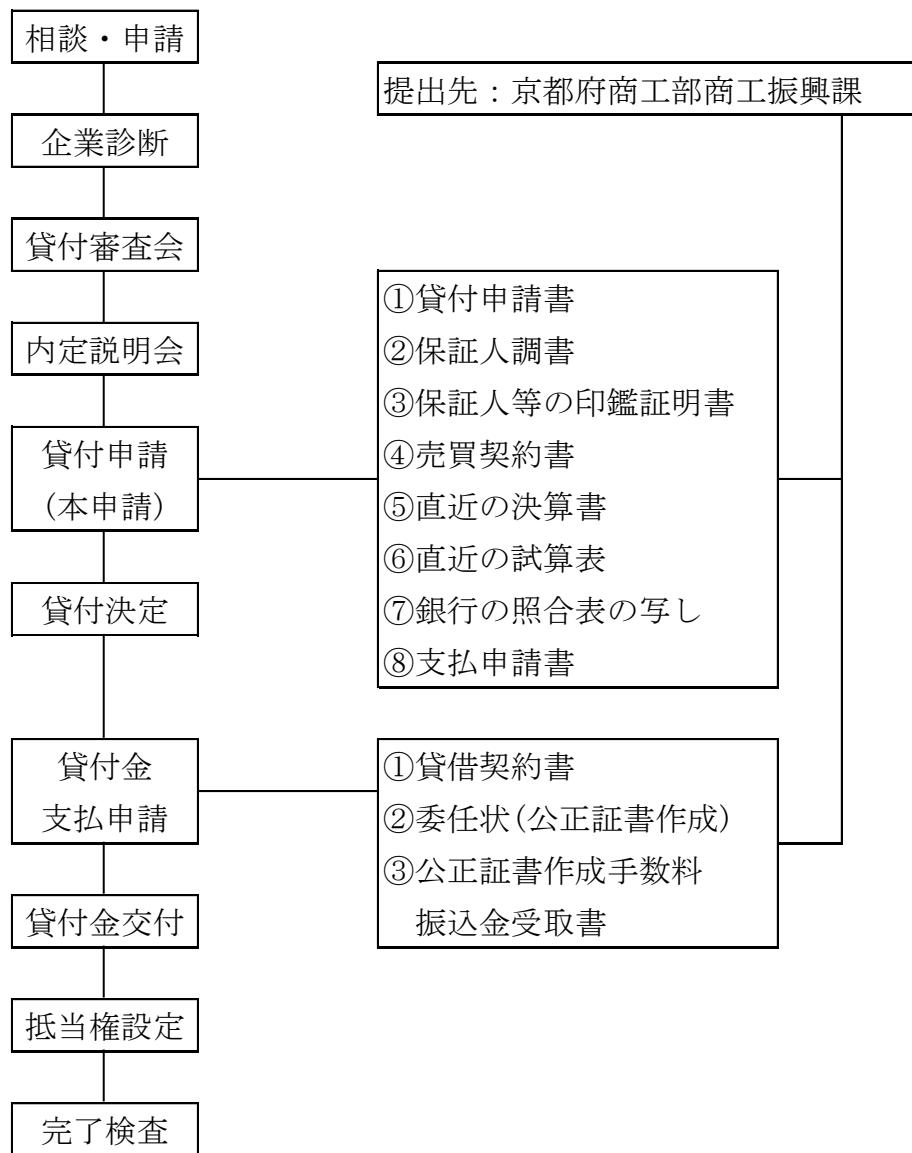
5.1.2 申請手続及び回収手続

(1)設備資金貸付

①申請手続

設備資金貸付の手順は【図 5.1.2 の 1】のとおりである。貸付時には、前もって企業診断を実施して、貸付審査会で内定を得たうえで本申請に移行することになっている。本申請時には、直近の決算書や試算表もチェックして財務健全性を審査している。

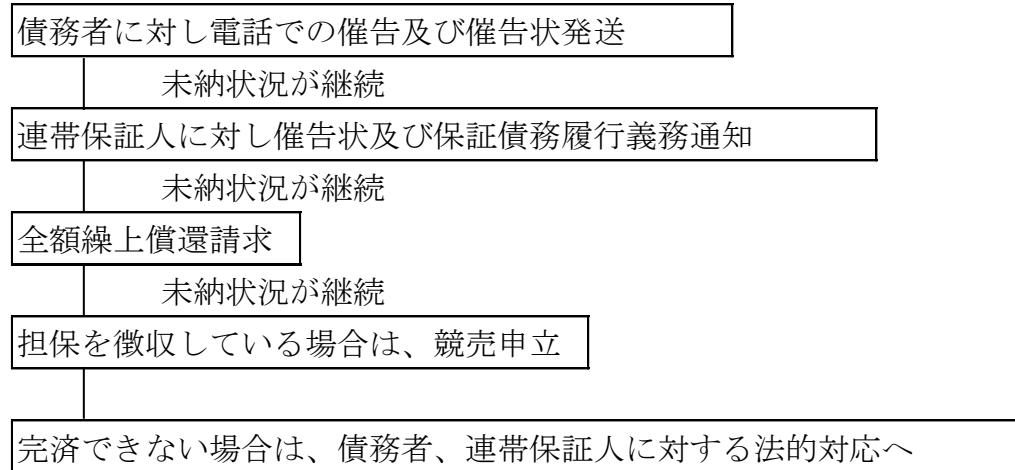
【図 5.1.2 の 1】設備資金貸付の申請手続



②回収手續

未納が発生した場合の回収手順は【図 5.1.2 の 2】のとおりである。

【図 5.1.2 の 2】未納が発生した場合の債権回収の手順

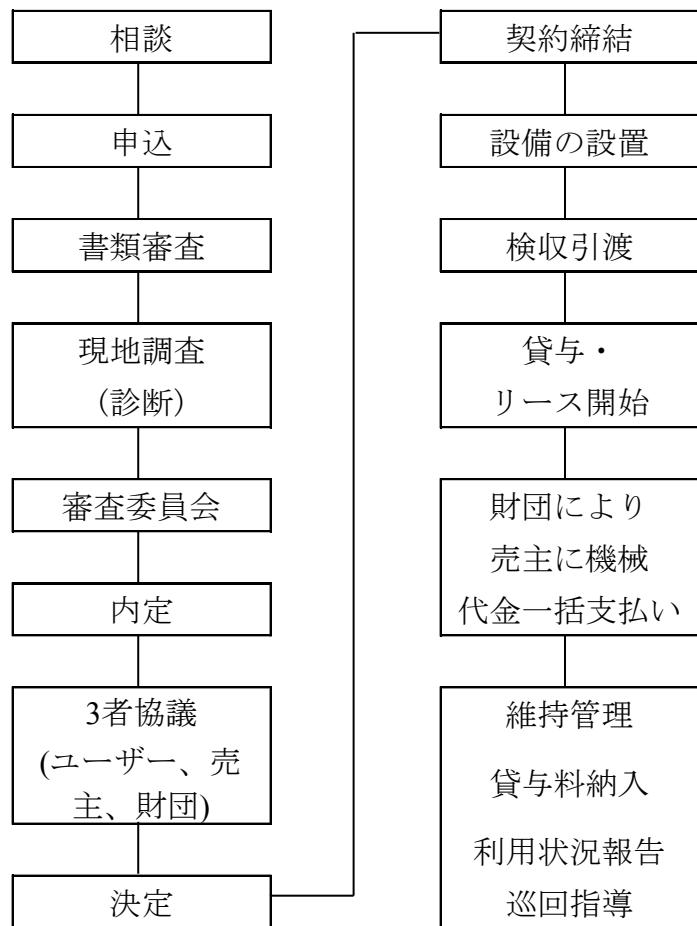


(2)設備貸与事業

①申請手続

京都府は設備貸与事業に要する小規模企業者等設備導入資金として京都産業 21 へ貸付を行っている。その手順は 【図 5.1.2 の 3】 のとおりであるが、小規模企業者への直接の貸与者は京都産業 21 であり相談や審査、貸与の意思決定の主体はすべて京都産業 21 であり、京都府は京都産業 21 の審査結果にしたがって京都産業 21 へ貸付を実行している。ただし、申請時の書類は京都府にも保管されており案件の詳細を確認することは可能であるし、また、京都産業 21 から設備貸与事業の割賦とリースにかかる回収困難債権の内訳も報告されており、京都産業 21 の回収困難予想額も把握している。

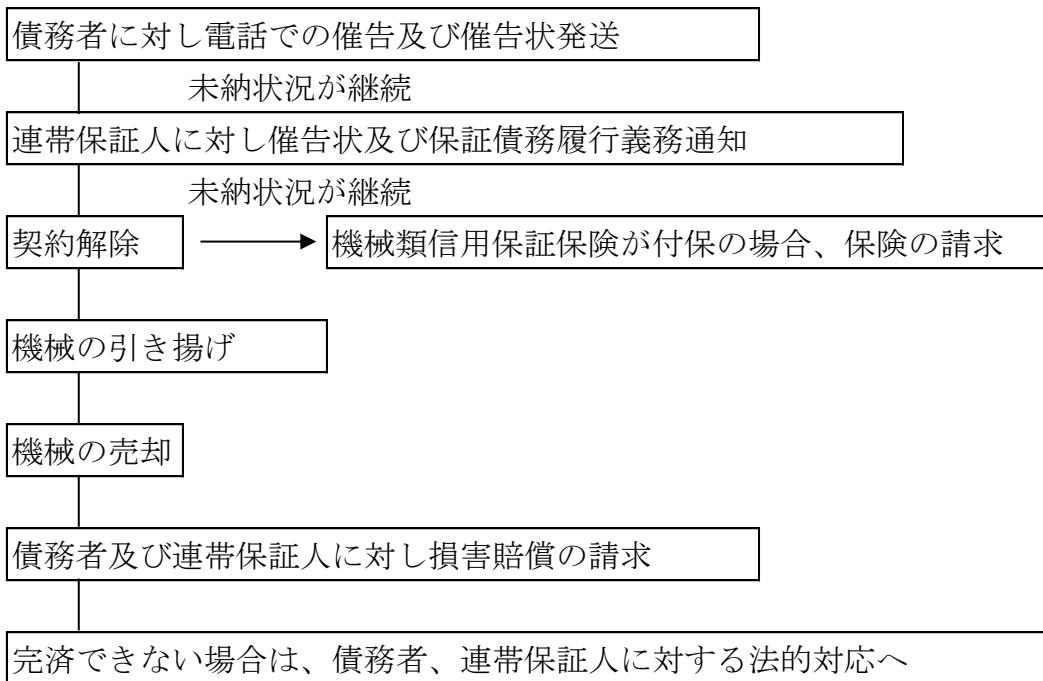
【図 5.1.2 の 3】京都産業 21 の設備貸与事業の申請手続



②回収手続

小規模企業者からの貸与料に未納が発生しても、京都府の直接の貸付先は京都産業 21 であるため、通常であれば京都産業 21 の資力に問題がない限り回収に問題は生じないはずである。しかし、京都府と京都産業 21 は損失補償契約を締結しており、京都産業 21 の損失の一部を京都府が補償することになっている。貸与料の未納が発生した場合の京都産業 21 の債権回収の手順は【図 5.1.2 の 4】のとおりである。

【図 5.1.2 の 4】京都産業 21 の債権回収の手順



③損失補償契約

損失補償契約の内容は、京都産業 21 が設備貸与事業に係る未収債権を貸倒償却する場合、貸倒引当金を取崩してもなお欠損が生じる時は、未収債権の額から保証金の額及び貸倒引当金取崩額を控除した額の範囲内で京都府が損失を補償することになっている。限度額は、平成 26 年度の契約によると、平成 26 年度に設備貸与事業を行ったことにより、平成 35 年 3 月 31 日までに、京都産業 21 の受ける損失について当該年度の 10% (限度金額 100,000 千円) に相当する金額の範囲内で補償するものとされている。京都府の損失補償額は平成 26 年度実行の設備貸与事業で、最大 100,000 千円 (10 年合計) にも上る可能性がある。また、京都産業 21 の貸倒引当金の設定は、正常債権については貸倒実績率により、未収債権残高については回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上することとなっている。平成 25 年度の京都産業 21 の設備貸与事業の割賦とリースの回収困難予想額の合計は 83,831 千円、貸倒引当金は 88,608 千円 (正常債権も含む) となっており、現時点では貸倒引当金で回収困難

予想額を吸収できる計算になる。また、損失補償契約を締結しているものの、これまでに京都産業 21 に対して損失補償金を支出した実績はない。

5.1.3 貸付実績と未収残高の推移

(1)設備資金貸付

設備資金の貸付実績及び未収残高は【表 5.1.3 の 1】、過年度未収金(平成 25 年度末)の状況は【表 5.1.3 の 2】、設備資金貸付未収債権の状況(平成 25 年度末)は【表 5.1.3 の 3】のとおりである。平成 15 年度に制度自体が休止しているため、それ以降に新たな貸付は生じておらず、未収金の残高管理のみを継続している状態である。

貸付 31 件の殆どが倒産や死亡している状況で、1 件を除き交渉自体が途絶えており連帯保証人や相続人の調査が捲らず、既に制度休止から 10 年以上経過しているにもかかわらず、未収金の処理が進んでいない。回収が進んでいる 1 件以外の回収は極めて困難と思われる。

仮に京都府の未収金 85,333 千円を不納欠損処分すると国への返還義務が $85,333 \text{ 千円} \times 1/2 = 42,667 \text{ 千円}$ 発生するため現時点まで処理することが出来ていない。

平成 25 年度末の全国平均では、未収償還金額は 73,435 千円となっており、全国平均と比較すると、京都府の未収金額は全国平均を上回っている。

【表 5.1.3 の 1】設備資金の貸付実績及び未収残高

年度	貸付実績		未収状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成10年	13	107,450	35	97,217
平成11年	7	90,297	35	97,203
平成12年	10	141,500	34	95,679
平成13年	2	20,925	33	98,328
平成14年	1	13,800	33	101,916
平成15年	事業休止		33	101,689
平成16年			33	99,908
平成17年			33	96,725
平成18年			33	93,037
平成19年			33	89,322
平成20年			32	87,121
平成21年			31	85,538
平成22年			31	85,498
平成23年			31	85,438
平成24年			31	85,403
平成25年			31	85,333

【表 5.1.3 の 2】過年度未収金(平成 25 年度末)

区分	貸付 年度	貸付先	未収原因	前年度末	平成25年度	(単位：円) 今年度末
				未収金残高	回収額	未収金残高
小規模企業者等設備導入資金	35	法人A	倒産	135,000	0	135,000
	38	法人B	倒産	900,000	0	900,000
	39	法人C	倒産	46,000	0	46,000
	40			330,500	0	330,500
	40	法人D	倒産	1,547,000	0	1,547,000
	41	個人A	債務者死亡	2,690,000	0	2,690,000
	42	法人E	倒産	302,000	0	302,000
	42	法人F	倒産	280,000	0	280,000
	42	法人G	倒産	1,515,000	0	1,515,000
	42	法人H	倒産	220,000	0	220,000
	42	法人I	倒産	108,000	0	108,000
	42	法人J	登記上存続	1,370,000	0	1,370,000
	43			2,630,000	0	2,630,000
	43	個人B	債務者死亡	2,750,000	0	2,750,000
	43	法人K	倒産	277,000	0	277,000
	44			1,594,000	0	1,594,000
	44	個人C	倒産	4,920,000	0	4,920,000
	44	法人L	倒産	1,300,000	0	1,300,000
	45	個人D	倒産	2,030,500	0	2,030,500
	45	法人M	倒産	820,000	0	820,000
	46	法人N	倒産	1,735,000	0	1,735,000
	47	法人O	倒産	2,410,000	0	2,410,000
	47	個人E	H23調査時生存	2,120,000	0	2,120,000
	48	法人P	代表者死亡	1,110,000	0	1,110,000
	49	個人F	事業廃止	2,470,000	70,000	2,400,000
	51	個人G	倒産	3,727,000	0	3,727,000
	52	法人Q	倒産	2,442,000	0	2,442,000
	52	法人R	倒産	490,000	0	490,000
	61	個人H	債務者死亡	362,000	0	362,000
	3	法人S	代表者破産	12,900,000	0	12,900,000
	4	個人I	債務者破産	29,872,528	0	29,872,528
		小規模企業者等設備導入資金 計		85,403,528	70,000	85,333,528

【表 5.1.3 の 3】設備資金貸付未収債権の状況(平成 25 年度末)

(単位 : 千円)

	全国合計	全国平均
未収金額	3,451,428	73,435

(2)設備貸与事業

京都府の京都産業 21 への貸付実績は【表 5.1.3 の 4】のとおりであり、これまでに京都産業 21 に対して未収金は発生していない。また、これまでに損失補償契約により京都府から京都産業 21 に損失補償金を支出した実績はない。

【表 5.1.3 の 4】設備貸与事業の貸付実績と未収残高

年度	貸付実績		未収状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成10年	68	455,000	0	0
平成11年	67	375,225	0	0
平成12年	47	302,200	0	0
平成13年	30	210,000	0	0
平成14年	24	111,300	0	0
平成15年	36	243,175	0	0
平成16年	35	199,980	0	0
平成17年	47	405,750	0	0
平成18年	34	337,550	0	0
平成19年	43	307,850	0	0
平成20年	26	210,250	0	0
平成21年	18	101,600	0	0
平成22年	16	89,900	0	0
平成23年	16	130,500	0	0
平成24年	23	182,230	0	0
平成25年	17	138,166	0	0

件数は、(公財)京都産業21の貸与件数

5.2 高度化資金

5.2.1 制度の概要

(1)創設経緯

①制度開始

もともとは高度化資金貸与制度も小規模企業者等設備導入資金制度の前身である昭和 29 年に制度化された国の実質的な無利子貸付を活用した都道府県を通じた中小企業への貸付事業から始まる。その後、昭和 38 年に「中小企業近代化資金助成法」に名称が変更されて制度が改正されたことに伴い、組合等への貸付は「中小企業高度化事業」に分けられることとなり、この事業の下で高度化資金貸付が開始された。

②「中小企業振興事業団法」の制定(昭和 42 年)以降の変遷

昭和 42 年に中小企業振興事業団(現独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、中小機構という))が設立されて以降、以下のとおり組織変更とともに、貸付対象事業の拡充と再編を繰り返しながら、現在に至っている。

昭和 55 年：中小企業振興事業団から中小企業事業団に組織変更

平成元年：中小企業事業団に出資機能を追加

平成 11 年：中小企業事業団から中小企業総合事業団に組織変更

平成 16 年：独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)の定めにより、平成 16 年 7 月に中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務統合により、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が発足。

事業内容は、中小企業者向けの高度化融資、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、中小企業大学校の運営等、中小企業者等の事業活動の活性化のための基盤の整備

③高度化資金 A 方式の休止について(平成 11 年度以降)

京都府が直接貸付を行う高度化資金貸付は、以下の理由から中小企業者への直接貸付(A 方式)による新規の貸付を休止することとし、中小企業者の支援策として制度融資等の施策を充実することで対応している。

i 制度上、貸付希望事業者から要望を受けた後、貸付金額の約 2/3 を負担する中小機構と事前協議を行い、専門家による経営診断を行った上で貸付手続を進める。そのため、要望から融資実行までに通常 1~2 年程度必要であり、早いサイクルで変化する経営環境への対応が難しくなってきたこと。

ii 民間金融機関貸付金の低金利が長期化するなかで、高度化資金の優位性が相対的に低くなつたことから、ニーズ自体が少なくなってきたこと。

iii 金融機関及び保証協会のより専門性の高い貸付判断により実施される方が、事業者にとって、より適切であると判断したこと。

(2)高度化資金貸付金について

中小企業者が共同で、工場・店舗等の集団化、経営体质の改善や、経営環境の変化への対応を図るための事業を実施する場合に、中小機構と都道府県が協調して事業への助言・必要な資金の貸付をする制度(=高度化事業)

①貸付対象事業

中小企業者が事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等を設立し、共同で取り組む事業(=高度化事業)。高度化事業とは、中小企業が連携・共同して経営基盤の強化等を図るために、組合を設立するなどして施設を整備する事業や、第三セクター等が、中小企業者の経営基盤の強化等を支援するために施設を整備する事業をいう。

②主な事業例

商店街整備(アーケード、カラー舗装、店舗改装)、組合員が共同利用する施設の整備、組合員が共同で利用する物流センターの整備、ショッピングセンター(共同店舗)整備等。

③貸付条件

i 貸付割合

貸付対象施設の整備資金の 80%以内が原則

貸付金は中小機構：都道府県が(80 分の)54:26 の割合で負担が原則

※ 公害防止や災害復旧に係る貸付等の場合は、上記に該当しない貸付条件もある

ii 貸付対象

土地・建物・構築物・設備

iii 貸付期間

20 年以内(最長 5 年以内の据置期間を含む)

iv 貸付利率

年利 0.85%(平成 25 年度)又は無利子(最終償還期限まで固定)

京都府における残貸付先については、全て無利子

v 償還方法

年賦又は半年賦

京都府における残貸付先については、全て年賦

(3)高度化資金の貸付方式：A 方式と B 方式について

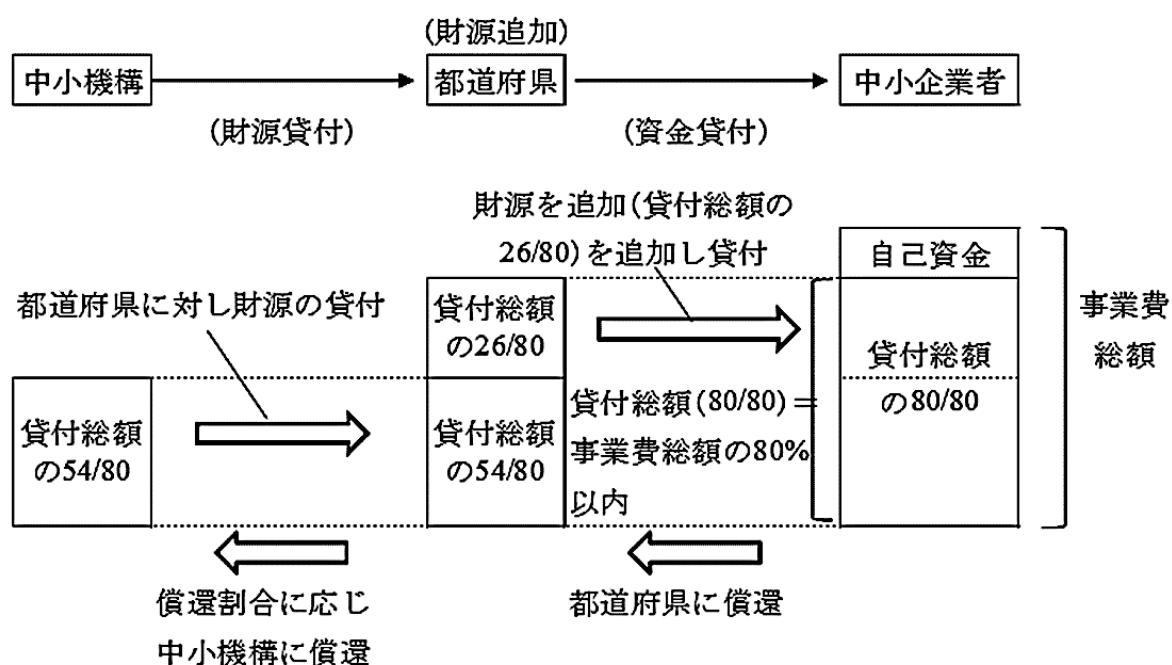
貸付財源は、中小機構と京都府の資金で構成され、中小企業組合等に都道府県が貸し付ける貸付方式を A 方式という。一方、中小企業組合等が複数の都道府県にまたがる事業を実施する場合のみ、中小機構が都道府県から資金を借り入れて中小企業組合等に対して貸し付ける方式となり、この貸付方式を B 方式という。

①高度化資金の流れ(A方式)

i 資金の流れ

都道府県が中小機構から借り入れた資金に、都道府県の財源を追加して都道府県が事業を実施する中小企業組合等に貸し付ける。中小企業組合等は都道府県に対して償還し、都道府県は貸付割合に応じて中小機構に償還する。

【図 5.2.1 の 1】高度化資金 A 方式の資金の流れ



ii 高度化資金貸付契約について

貸付時には、貸付先 ⇄ 京都府及び京都府 ⇄ 中小機構の間で金銭消費貸借契約を締結する。契約内容は下記のとおり。

(ア) 貸付先と京都府

償還方法は 20 年以内の分割償還。償還期日の翌日から延滞となり違約金が発生。違約金は償還期日翌日以降の日数に応じ、年 10.75%。

(イ) 京都府と中小機構

償還方法・期日は貸付先と京都府と同様。償還期日の 10 営業日の翌

日から延滞となり違約金発生(10 日間の違約金免除期間あり)。違約金は償還期日から 10 営業日の翌日以降の日数に応じ、年 8.75%。

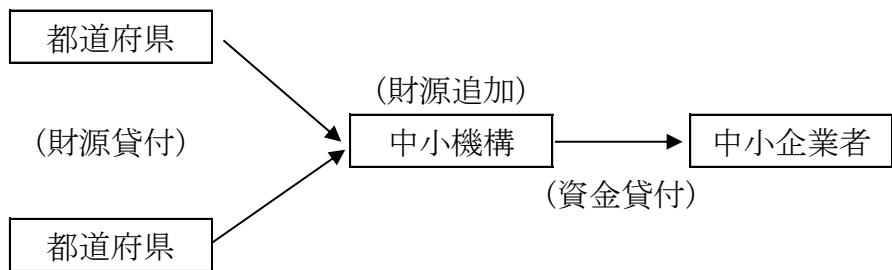
iii 延滞債権の償還について

- (ア) 貸付先が延滞した場合、中小機構あてに延滞状況発生について報告することになる。それ以降は延滞貸付先からの償還があった都度、償還金を出資割合に応じて中小機構あてに償還するとともに、一般会計に繰出を行う。
- (イ) 貸付先からの償還を確認した後、中小機構に対しては、償還内容(金額)・償還予定日を事前に通知する。中小機構に対する償還期日については特段の規定はないものの償還まで中小機構の違約金(年 8.75%)が算定される。
- (ウ) 偿還金は中小機構において、通常、各年度の元金→各年度の違約金の順に充当されるが、高度化長期延滞案件については中小機構との協議・承認により、約定元金全て完済の後に違約金に充当されるよう償還金の取扱を変更している。
- (エ) 違約金についても、貸付先から支払われた場合(延滞日数に応じ、年 10.75%)は、中小機構に対しても延滞日数に応じて年 8.75%を支払う。

②高度化資金の流れ(B 方式)

都道府県が中小機構に資金を貸し付け、中小機構が財源を追加して中小企業組合等に貸付を実行する。中小企業組合等は中小機構に対して償還し、中小機構は貸付割合に応じ、都道府県に償還する。

【図 5.2.1 の 2】高度化資金 B 方式の資金の流れ



5.2.2 申請手続と回収手続

①A 方式の申請手続

高度化資金 A 方式の申請手続は【図 5.2.2 の 1】のとおり。

【図 5.2.2 の 1】高度化資金 A 方式の申請手続

